

## 平成 25 年度事業計画

### 1 講座，セミナー，育成事業

#### (1) 研修会・講習会事業

##### (ア) 第 35 回文化財の虫菌害・保存対策研修会

- ① 主旨 文化財を保存管理する一般市民や博物館・美術館等の担当者，「文化財 I P M コーディネータ」資格取得者及びその更新者を対象とし，文化財の虫菌害被害，保存・環境管理，防除方法についての知識を習得する。
- ② 時期 平成 25 年 6 月 20，21 日  
会場 国立オリンピック記念青少年総合センター
- ③ 内容 文化財の虫菌害の基礎知識・被害防止対策とその事例，文化財管理の在り方，文化財を保存管理するための防除対策事例，文化財分野における生物被害防除の在り方等
- ④ 広報 ホームページ，機関誌，文書

##### (イ) 第 33 回文化財防虫防菌処理実務講習会

- ① 主旨 文化財虫菌害防除作業主任者，一般市民や文化財保存管理者を対象とし，文化財の防虫防菌に関する知識と技術，殺虫・殺菌処理の基礎知識，殺虫・殺菌処理作業の事故防止について，講義と実務をとおして習得する。
- ② 時期 平成 25 年 10 月頃  
会場 国立オリンピック記念青少年総合センター
- ③ 内容 文化財分野における害虫とカビの被害対策及び防除処理法，殺虫・殺菌処理に関する基礎知識，作業者の安全対策，労働衛生に関する知識
- ④ 広報 ホームページ，機関誌，文書

##### (ウ) 第 35 回文化財虫菌害防除作業に関する講習会と作業主任者能力認定試験

- ① 主旨 主に文化財虫菌害防除技術者，文化財保存管理者等を対象としている。2 日間の講習を受講し，3 日目に試験を実施する。
- ② 時期 平成 26 年 3 月頃  
会場 国立オリンピック記念青少年総合センター
- ③ 内容 文化財の害虫，カビの基礎知識・被害防除対策，殺虫・殺菌処理に関する基礎知識，作業者の安全対策，労働衛生に関することである。
- ④ 広報 ホームページ，機関誌，文書

##### (エ) 第 3 回文化財 I P M コーディネータ資格取得講習会と試験

- ① 主旨 文化財 I P M の実践あるいは指導・助言に必要な知識・技能を修得するために行う講習と試験を実施する。
- ② 時期 平成 25 年 12 月頃  
会場 九州国立博物館
- ③ 内容 I P M に関する基礎的な事項，文化財に加害する生物に関する事項，文化財の保存環境に関する事項，文化財の生物害の防除処理に関する事項，I P M を実践する組織に関する事項
- ④ 広報 ホームページ，機関誌，文書

### (3) 図書・資料刊行事業

#### (ア) 機関誌の刊行

文化財の虫菌害防除や保存対策に関する情報を提供するために、年に2回(6月と12月)刊行する。本年度はNo.65, 66を刊行する予定である。

今年度は、被災文化財、文化財レスキューに関する情報、施設種類別の虫菌害被害防除対策事例に関するもの、文化財IPMに関するものを掲載する。

#### (イ) 文化財IPMマニュアルの刊行

文化財分野におけるIPM(総合的有害生物管理)を実施するための方法、IPMに関する正しい知識をわかりやすく写真や図で解説したマニュアルを刊行する。

## 2 調査, 指導, 研究事業

### (1) 文化財等に対する虫・菌害防除に関する調査・指導事業

文化財等に対する虫菌害の発生またはその可能性, 文化財管理環境の適否について調査を行い, 対応措置等について指導・助言等を行うものである。調査で捕獲・採取された虫・菌の同定作業を行い, 文化財の保管・管理方法や虫菌害の防除対策について指導・助言や提案を行う。

また, 各館の事情や必要性に応じて各施設の担当職員が簡便な方法で適切・的確に環境調査を行うための昆虫・カビ調査用セットを送り, 各施設の担当職員が調査説明に従い昆虫捕獲トラップの設置・回収, 付着菌のサンプリングを行い, 当研究所に返送してもらい, その分析と対処方法の検討を行って指導・助言や提案を行う。

### (2) 虫・菌害防除のための処理(燻蒸等)を行った場合の効果判定事業

文化財等に関し虫菌害の防除措置(燻蒸等)を行った結果の効果判定を行い, 防除措置の適切性を確認するものである。防除措置(燻蒸等)を行う場所に効果判定用テストサンプルを設置し, 防除措置終了後に回収して効果検証・判定を行う。

### (3) 文化財等に対する虫・菌害防除作業に関する研究事業

この研究は, 文化財IPMを推進する研修・講習に役立てるために, 文化財IPMの観点から生物被害の発生を抑えるための標準的な方法, 必要と考えられる材料等を研究し, 文化財が置かれている環境に応じて, 適切な防除処置が選択できるようにするためのものである。

## 3 検査・検定事業

当研究所の「文化財虫菌害防除薬剤等認定規程」に基づき, 文化財に対する虫・菌害の防除のための薬剤の認定とその適切な使用の確保のため, 文化財虫菌害防除薬剤等認定登録を行う。主に文化財の害虫, カビ防除に使用する薬剤等の効果, 文化財に与える影響を判定し, その的確性を認定, 登録をする。

## 4 特定費用準備資金関係

特定費用準備資金に関する計画および事業は, 別紙のとおりである。